

イラクの新商事代理法の施行
により事業に与える影響について

2018年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Amereller に作成委託し、2018年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Amereller Legal Consultants
www.amereller.com

(ドバイ・オフィス)

Tel: +971 4 432 3671

A M E R E L L E R

イラクの新商事代理法の施行により事業に与える影響について

イラクの新しい商事代理店法（以下「新法」という。）が 2018 年 11 月 13 日に施行される¹。完全に新法が施行されれば、既存のイラクの輸入事業に対する外国からの投資に障壁が生じる可能性があるが、どのように適用されるかは不確定なままである。本レポートは、新法がいかんして施行されるか、また、外国投資家がどのようにその影響を緩和する策を講じるべきか、六つのシナリオに沿って検討し、解説する。新法に関する要約記事（2017 年 11 月発行）は[こちら](#)にて参照可能である。

外資輸入業者に対する新たな制限

新法制定前は、必要な許可やライセンスを有している限り、外資 100%のいかなるイラク輸入事業者も自由に商品とサービスを輸入することができた。しかし、新法の二つの条項により、イラクにおける輸入事業のビジネス環境が大きく変わる可能性がでてきた。

- 第 4 条第 2 項：「商事代理店」ライセンスの申請者が会社である場合、係る会社はイラク国民が 100%の株式を完全所有している会社でなければならない。
- 第 13 条：（貿易省の傘下にある）国際見本市公社および（財務省の傘下にある）税関当局は、許可された商事代理店から輸入されていない限り、消費財・製品・商品の輸入や、外国企業のサービスを提供することを禁じる。係る商事代理店は、イラクにて商事代理する地域について、自社の名義にて商事代理契約が登録されていないなければならない。

規定どおりに適用される場合、実務的な影響は以下の二つが考えられる。

1. 現在イラクへ商品やサービスを輸入し、流通させている非イラク国民の株主がいる既存のイラクの会社は、事業形態を再構築せざるを得ない。また、
2. 外国企業は、イラク国民またはイラク国民が完全所有している会社である登録代理店と契約しなければならない。

新法の施行シナリオ

新法の適用状況を見る限り、明確に施行される動きはいまのところ確認されていない。一部の政府機関や国有企業は、散発的に輸入業者は登録するべきだとしているようだが、係る要件を適用することで実務的な予期せぬ影響が明らかになると、往々にして、それは明示的、もしくは、内密に取り消されることがある。

今後、新法の第 4 条第 2 項および第 13 条の適用について、合理的に可能性のあるシナリオは以下の六つと考える。

¹ イラク国会は 2017 年 8 月に 2017 年法第 79 号を承認した。2017 年 11 月 1 日に大統領が承認をし、2017 年 11 月 13 日に官報にて発行された。

シナリオ 1：実務上、輸入や通関手続きに変更が生じない。

イラク政府には、ほかに優先すべき課題があり、商事代理店の登録を要求することや、すべての輸入を承認することで生じる実務上避けられない問題（後述）を考慮すると、新法が実務上適用されない可能性がある。

シナリオ 2：輸入業務には商事代理店が必要であり、一つの登録商事代理店のみが許可される。

新法は、独占権について言及していない。第 13 条が規定どおり適用される場合、イラクへの商品輸入は、登録商事代理店を通じてのみ許可され、多くのアラブ諸国同様に一つの代理店のみが登録可能となる。

この場合、未登録のいかなる商事代理店も商品輸入が禁止され、それによって事業が複雑化し、既存の外資輸入業者はイラク国民の株主を通じた事業形態へと再構築せざるを得ない可能性がある。しかし、係る変更は当初は困難が伴うものの、並行輸入業者やその他の無許可の流通業者等を阻止したい会社にとって、長期的には有益となり得る。

当該シナリオは、イラクの輸入業界の根本的な見直しを要するため、少なくとも短期間に起こり得る見込みは薄いと考えるが、イラクが最近導入した輸入業者登録制度を踏まえても、長期的な可能性としては十分にありえる。

シナリオ 3：輸入業務には、商事代理店が必要であるが、複数の登録代理店が許可される。

新法が独占権について言及していないことから、第 13 条が規定どおりに適用される場合、イラクへの商品輸入には登録商事代理店が必要となるが、当局が複数の商事代理店を登録することを許可する可能性がある。

シナリオ 4：いかなる事業者も輸入業務が可能であるが、登録商事代理店から未登録輸入業者に対する許可（もしくは「Non Objection Letter」）が必要となる（「消極的阻止」）

以前は、商事代理法を制定している多くのアラブ諸国において、商事代理店ではない業者による商品輸入には、登録商事代理店の許可（もしくは「Non Objection Letter」）が必要であった。これらの国々が、世界貿易機関（World Trade Organization、以下「WTO」という。）への加盟を果たしてから、消極的阻止制度は廃止された。これらの国々とは異なり、イラクは WTO 加盟国ではないため、消極的阻止制度を採用しても、同機関の輸入制限に関する規定に違反することにはならない。

中東地域にて法律を変更した国々：

オマーン：

オマーン商事代理店法（1997 年勅令第 26 号）第 5 条の一部に「経済産業大臣は、委託者が正当な理由なしに商事代理店を解約した場合、係る商事代理店との取引対象商品の輸入を禁じる。」とあるが、2000 年 11 月に同国が WTO へ加盟した際、当該規定は施行されることなく、第 5 条の係る条文を廃止するかたちで 2014 年商事代理法（2014 年勅令第 34 号）が改正された。

カタール：

カタール商事代理法（2002年法令第8号）第17条（A）は、「委託者が正当な理由なしに商事代理店を解約または契約更新拒絶した場合、管轄当局は、係る商事代理店との取引対象商品またはサービスの輸入を妨げる措置をとる」と規定している。1996年に同国がWTOへ加盟した際、係る法令が制定され、2016年第2法令により第17条（A）を撤廃する改定が行われるまで、断続的に施行された。

クウェート：

クウェート新商事代理法（2016年法令第13号）で、商事代理店は並行輸入業者による商品の輸入を阻止することができないと明示的に規定している。係る条項は、WTO加盟国の貿易規制に関する要件に基づき、規定されたようである。

シナリオ5：未登録の商品の輸入に変更はないが、商事代理店は当局に対し、無許可の輸入の差し止めを申し立てる、または、無許可の輸入業者に対して手数料を請求することが可能となる（「積極的阻止」）。

ほかに考えられるシナリオとしては、当局は無許可の輸入業者へ対して何らかの措置はとらないものの、商事代理店が登録されている場合には、係る代理店は、当局に対して輸入の差し止めや手数料の請求をすることで第13条の適用を申し立てることができる。

積極的阻止制度に基づき、外国からの投資を受ける既存の輸入事業は、何らかの措置をとる必要はないものの、競合他社や無許可の輸入業者を阻止するために、イラク国内での事業形態を再構築し、法律に沿ったかたちにすることが望ましい。

シナリオ6：法令の一貫性に欠ける施行

税関当局が該当する新法の規定を、一貫性をもって適用せず、時間の経過とともに係る適用が変わっていく可能性が多いにある。なお、このような状況について事前に対抗策を決めることは難しいと考えられる。

クルディスタン自治区

新法について、エルビルのクルド人自治区国会では現在検討されていないため、同地区が管理する領域内において操業する事業者や、同地区へトルコなどから直接輸入を行う業者が対応する必要は、現時点ではない。しかし、税関は現地で管轄される一方で、関税法自体は連邦法の影響を受けることから、係る状況が変わる可能性がある。クルド人自治区でのみ操業する事業者も、新法に関する問題を認識し、当該法律による制限の一部に従わなければならない可能性に対して備えるべきである。